

平和安全法制 2 法案に対する千葉県弁護士会会長声明

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿

本日、平和安全法制 2 法案（以下、「本法案」という。）が参議院において強行採決された。参議院においては本法案の問題点が一層明らかになっていたにもかかわらず、これに目を瞑り、数の力で強行採決を行ったものであり、数の暴挙というほかない。

当会は、昨年 7 月 1 日閣議決定による集団的自衛権の行使容認が憲法違反であることからその撤回を求め、同閣議決定を受けて今国会に提出された本法案が立憲主義に反することからその立法に反対してきた。この間、世論調査の結果では 6 割以上の国民が本法案に反対し、8 割が今国会での成立に反対していた。

国民多数の反対にもかかわらず、本法案は 7 月 16 日衆議院本会議において強行採決されたが、これに対する国民の怒りの声が日増しに強まっていった。

日本弁護士連合会及び当会を含む全国 52 の弁護士会は、本年 8 月 26 日には、「安全保障関連法案に反対する学者の会」と共同記者会見を行い、元内閣法制局長官、元最高裁判事、憲法学者を初めとする多くの学者・研究者とともに法案の違憲性を訴えた。さらに同日、当会は日弁連などと共催して、日比谷野外音楽堂において、市民集会「安保法案廃案へ！立憲主義を守り抜く大集会&パレード～法曹・学者・学生・市民総結集～」を開催し、4000 人を超える多数の参加者とともに本法案が憲法違反であり廃案とすべきことを確認し、国会要請パレードを行った。

その 4 日後の 8 月 30 日には、12 万人を超える国民市民が全国から国会議事堂前に集い、本法案の廃案を訴え、国会正門前は老若男女で埋め尽くされ、国民がいかにこの法案に反対しているかを示した。

このような国民の反対の声にもかかわらず、本法案が参議院において強行採決されたことは、極めて遺憾であり、わが国の民主主義の危機といわざるをえない。

当会は、引き続き、この法律の違憲性を訴え、違憲の法律が実施されないよう、尽力する。

以上

2015（平成 27）年 9 月 19 日

千葉県弁護士会会長 山本宏行